

貸切バスの新たな運賃・料金制度が スタートしました

**安全・安心な貸切バスを利用しましょう！
届出運賃違反は行政処分の対象となり、
安全が確保されない恐れがあります。**

貸切バスの利用は各県バス協会加盟のバス事業者を利用しましょう！

～バスの側面に貼ってあるNBAステッカーが目印です～

新たな運賃・料金制度とは

1. 時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。

①時間制運賃

出庫から入庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じる(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします)。

②キロ制運賃

出庫から入庫までの距離にキロ制運賃を乗じる。

2. 料金の種類について。

※ガイド料、有料道路料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料などは実費負担となります。

①深夜早朝運行料金

22:00～5:00に係る運行(前後の点呼、点検時間を含む)は、その係る時間については2割を限度とした割増料金を適用。

②交替運転者配置料金

長距離・長時間・夜間運行などで安全運行のために交替運転者を配置した場合に適用。 ※中国運輸局が公示した料金
交替運転者配置料金の計算⇒ 時間制料金=下限(※)～上限(※)、キロ制料金=下限(※)～上限(※)

③特殊車両割増料金

サロンカー、リフト付きバス等は運賃の5割以内の割増しを限度として適用。

3. 行政処分が厳しくなります。(平成26年10月実施)

①バス事業者

初違反⇒20日車の車両使用停止 / 再違反⇒40日車の車両使用停止

②旅行事業者

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者等に対しては立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

安全・安心な貸切バスを選びましょう

1. 安全に配慮した無理のない旅行行程作成のための留意点

行程は利用者の希望が第一ですが、運行速度、運転者の運転時間や休憩等に配慮が必要です。

- ①予定走行距離 ②見込まれる運行速度 ③運転時間・休憩時間等
- ④運転者の休憩場所、駐車場の確保 ⑤交替運転者の確保(長距離、長時間運行の場合)

2. 運送契約に関する留意点

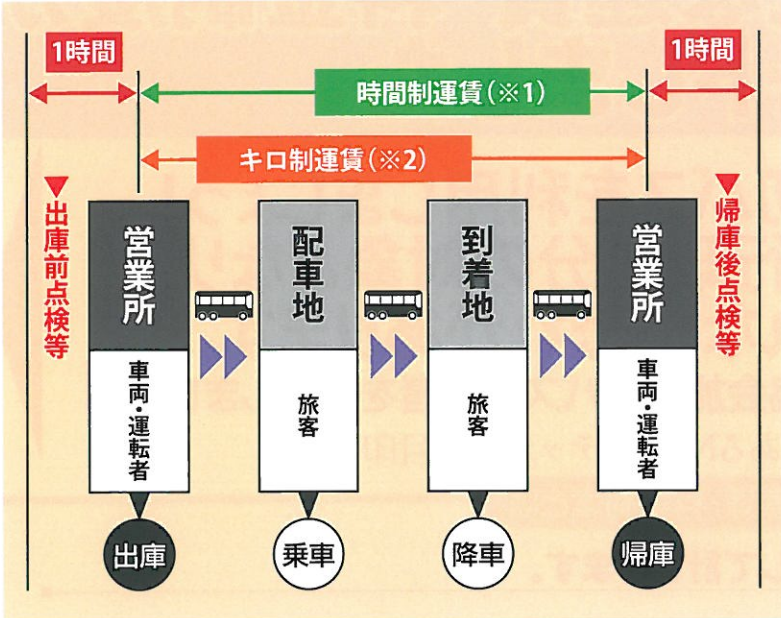
(1) 運送約款の内容の確認

- ①運送申込み⇒契約を結ぶ者の氏名、連絡先、乗車申込人員、車種別の車両数、配車の日時、場所、行程等
- ②運賃及び料金⇒バス事業者が中国運輸局へ届出た運賃・料金で契約することが必要です。

(2) 事故・故障等緊急時の対応について

契約責任者の緊急連絡先は運送申込書に記載し、貸切バス事業者の緊急連絡先は運送引受書に記載すること。

時間・キロ併用制運賃の考え方



時間制運賃の最低保障

時間制運賃の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前・帰庫後の点検時間として2時間を全ての運行に加算します。

※1 時間制運賃

◎3時間運行の場合
 $5(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$

◎10時間運行の場合
 $12(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$



※2 キロ制運賃

出庫から帰庫までの回送を含めた距離

貸切バス運賃・料金の額の範囲(中国運輸局公示)

			上限額	下限額
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	210 円	150 円
		中型車	180 円	130 円
		小型車	150 円	110 円
	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,230 円	5,010 円
		中型車	6,100 円	4,230 円
		小型車	5,240 円	3,630 円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	40 円	30 円
		時間制料金 (1時間あたり)	2,770 円	1,920 円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割増以内	

※消費税は、別途お預かりいたします。

大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

- 大型車.....車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上
- 中型車.....大型車、小型車以外のもの
- 小型車.....車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

交替運転者とは・・・法令により運転者2名乗務を義務付けられる事を示す

お問い合わせ先は